

令和7年4月 25 日

部署長
取引先
訪問者

} 各位

日本医科大学武蔵小杉病院
院長 谷合 信彦

院内への訪問に係る措置の体制整理について(通知)

当院では、医療情報担当者(MR)などの取引先様との院内訪問の方法については令和 5 年 5 月 13 日発「新型コロナウイルス感染症対策に係る院内措置の取扱いについて(通知)」により具体的な取扱いを示しているところですが、今般の情勢や幾多に渡る不遵守事例などを踏まえ、その体制を整理することといたします。

つきましては、下記事項をご精読のうえ、適切にご対応いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

記

1.医療情報担当者(MR)などの取引先との院内訪問の方法

- (1) 訪問時アポイントは必須とし、必ず MONITARO 等により予め入館申請を行うこと。
ただし、手術室やそれに準ずる区域に立ち入る場合は別途、従前より運用している立入許可書の提出を要する。
- (2) 正面玄関からの入館は厳禁とする。
- (3) 院内に立ち入る際は、基本的な感染対策(自己体調の確認、不織布マスクの正しい着用、手指衛生を徹底すること。
- (4) 必ず社員証や身分証明書をご持参のうえ、院内に立ち入る際は、必ず着用すること。
- (5) 訪問場所は 5 階会議室前の打ち合わせスペースのみとし、病棟など、特に患者が往来するフロアへの訪問については厳禁とします。なお、会議室等における訪問を希望の場合は、従前より運用している会議室借用願の提出を要する。
- (6) 訪問可能時間は原則、平日 8 時 30 分～17 時 00 分とする。なお、待合場所は 5 階会議室前の打ち合わせスペース付近のみとし、執務室入口付近での待合は厳禁とする。
- (7) 本通知に従わず、違反者を発見した場合、今後当院での業務取引を一時的または一定期間禁止とすることも検討します。

2.施行日

令和7年5月1日(木)

3.その他

今後、情勢の変化や感染症の発生状況等に基づき、改めて必要な措置を講じる場合がある。

以上

本件に関する問い合わせ先
事務部庶務課
内線：3406・2566
Mail：kosugi-syomu.group@nms.ac.jp